

議案第65号

くすのき広域連合規約の一部変更に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、くすのき広域連合規約を変更することに関して次のとおり他の関係地方公共団体と協議をすることについて、同法第291条の11の規定により議会の議決を求める。

平成29年12月7日提出

守口市長 西 端 勝 樹

記

くすのき広域連合規約の一部を変更する規約

くすのき広域連合規約（平成11年4月28日許可）の一部を次のように変更する。

次の表の変更前の欄に掲げる規定を同表変更後の欄に掲げる規定に下線で示すように変更する。

変 更 前	変 更 後
<p>第1条から第3条まで 略</p> <p>(広域連合の処理する事務)</p> <p>第4条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>アからエまで 略</p> <p>オ 指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者の指定及び指揮監督に関すること。</p> <p>カ及びキ 略</p> <p>(2) <u>国民健康保険事業広域化の調査研究に関する事務</u></p> <p>(3) <u>前2号に附帯する事務</u></p> <p>(広域連合の作成する広域計画の項目)</p> <p>第5条 広域連合が作成する広域計画（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第3項の広域計画をいう。）には、<u>次の項目を記載するものとする。</u></p>	<p>第1条から第3条まで 略</p> <p>(広域連合の処理する事務)</p> <p>第4条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>アからエまで 略</p> <p>オ <u>指定居宅介護支援事業者、</u>指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者の指定及び指揮監督に関すること。</p> <p>カ及びキ 略</p> <p>(2) <u>前号に附帯する事務</u></p> <p>(広域連合の作成する広域計画の項目)</p> <p>第5条 広域連合が作成する広域計画（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第3項の広域計画をいう。）には、<u>介護保険事業の実施に関して、広域連合及び関係市が行う</u></p>

(1) 介護保険事業の実施に関して、広域連合及び関係市が行う事務に関すること。

(2) 国民健康保険事業広域化の調査研究に関して、広域連合及び関係市が行う事務に関すること。

第6条から第17条まで 略

別表（第17条関係）

経費の区分	負担割合
略	
3 保険給付費関係経費	略
4 地域支援事業関係経費	高齢者人口割 100分の100
略	

備考

1及び2 略

事務に関することを記載するものとする。

第6条から第17条まで 略

別表（第17条関係）

経費の区分	負担割合
略	
3 保険給付費関係経費	略
4 地域支援事業関係経費	介護予防・生活支援サービス（第1号事業）関係経費 事業費割 100分の100 上記以外の経費 高齢者人口割 100分の100
略	

備考

1及び2 略

3 事業費割は、前々年度の介護予防・生活支援サービス（第1号事業）実績により概算納付し、当該年度の介護予防・生活支援サービス（第1号事業）実績により精算する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規約による変更後のくすのき広域連合規約（以下「新規約」という。）別表の第4の項及び同表備考3の規定は、平成29年度分以後の関係市の地域支援事業関係経費に係る負担金の精算について適用する。
- 3 平成30年度分の関係市の地域支援事業関係経費に係る負担金の概算納付については、新規約別表の第4の項及び同表備考3の規定にかかわらず、なお従前の例による。